

「かながわオレンジ大使」（認知症本人大使）設置要領

1 趣旨

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）が掲げる、認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、神奈川県において、認知症の方本人が思いを直接伝え、認知症の本人一人ひとりに合った、その人らしい活動を発信する「かながわオレンジ大使」（以下、「大使」という）を設置し、大使本人の企画・運営のもと認知症に対する県民の理解を深め、認知症とともに生きる神奈川を目指す取組を推進する。

2 定員

定めない

3 任期

委嘱日より2年間（任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げないものとする）

4 要件

次の要件をすべて満たす方

- (1) 県内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発活動に意欲があり、県と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年代・所在市町村名・病名・経過・略歴・顔写真を原則、公表できること
（公表できない理由がある場合はその限りではない）

5 決定方法

公募（自薦、他薦を問わない）により書類審査のうえ、決定する。

6 企画運営

大使が主体となる企画・運営会議において、事業の企画・運営や活動内容の検討を行う。

7 活動内容

企画・運営会議での検討を踏まえ、県が依頼する認知症理解のための普及啓発活動のうち、大使本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行う。

＜県が依頼する認知症の普及啓発活動の例＞

ア 講演会の講師やパネリスト（進行役との質疑応答なども含む）

- イ 認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトへの協力
(講師との質疑応答なども含む)
- ウ 県広報誌等への寄稿 (インタビューへの応答なども含む)
- エ 広報映像等への出演 (介護現場で働いたり、趣味を楽しむ姿など)
- オ ピアサポート活動 (認知症カフェや本人ミーティング、講演会など本人や家族が集う場や、医療機関や相談機関での本人支援の活動)
- カ イベント等での楽器の演奏や歌などのパフォーマンスやスポーツ参加
- キ 美術作品等の紹介
- ク 県の認知症施策検討への参画
- ケ 市町村や関係機関からの依頼による活動 ほか

※自主的な活動を妨げるものではない。

8 活動依頼

市町村や関係機関が大使への活動依頼を希望するときは、別紙1「かながわオレンジ大使活動連絡票」を県に提出する。県は、内容に応じて大使本人と調整を行い、活動を希望する大使を紹介する。

紹介による活動終了後、市町村や関係機関は別紙2「かながわオレンジ大使活動報告書」を県に提出する。

9 謝礼

- (1) 県が依頼する活動については、原則として県が別途定める基準による。
- (2) (1) 以外の活動については、依頼元の基準による。

附則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。